

救急通報システム事業（民間方式）

脳血管疾患・心疾患・呼吸器疾患等の慢性疾患により日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある 65 歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯、および同居家族が仕事等のため高齢者が日中独居になる高齢者に対して、家庭内で緊急事態に陥った際に通報できる機器を貸し出し、取り付けます。

《対象者》

- ① 65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の方
(65 歳未満の同居者がいる場合は、就労等の理由により常時 6 時間以上高齢者のみ世帯となる日が週 3 日以上となる方)
- ② 身体上、脳血管疾患、心疾患、呼吸器疾患等の慢性疾患があるなど、日常生活を営むうえで常時注意を要する状態「以下「要注意状態」という。」にある方
- ③ ②の属する世帯の他の方が、要注意状態にある②の緊急時に通報困難である高齢者のみの世帯。

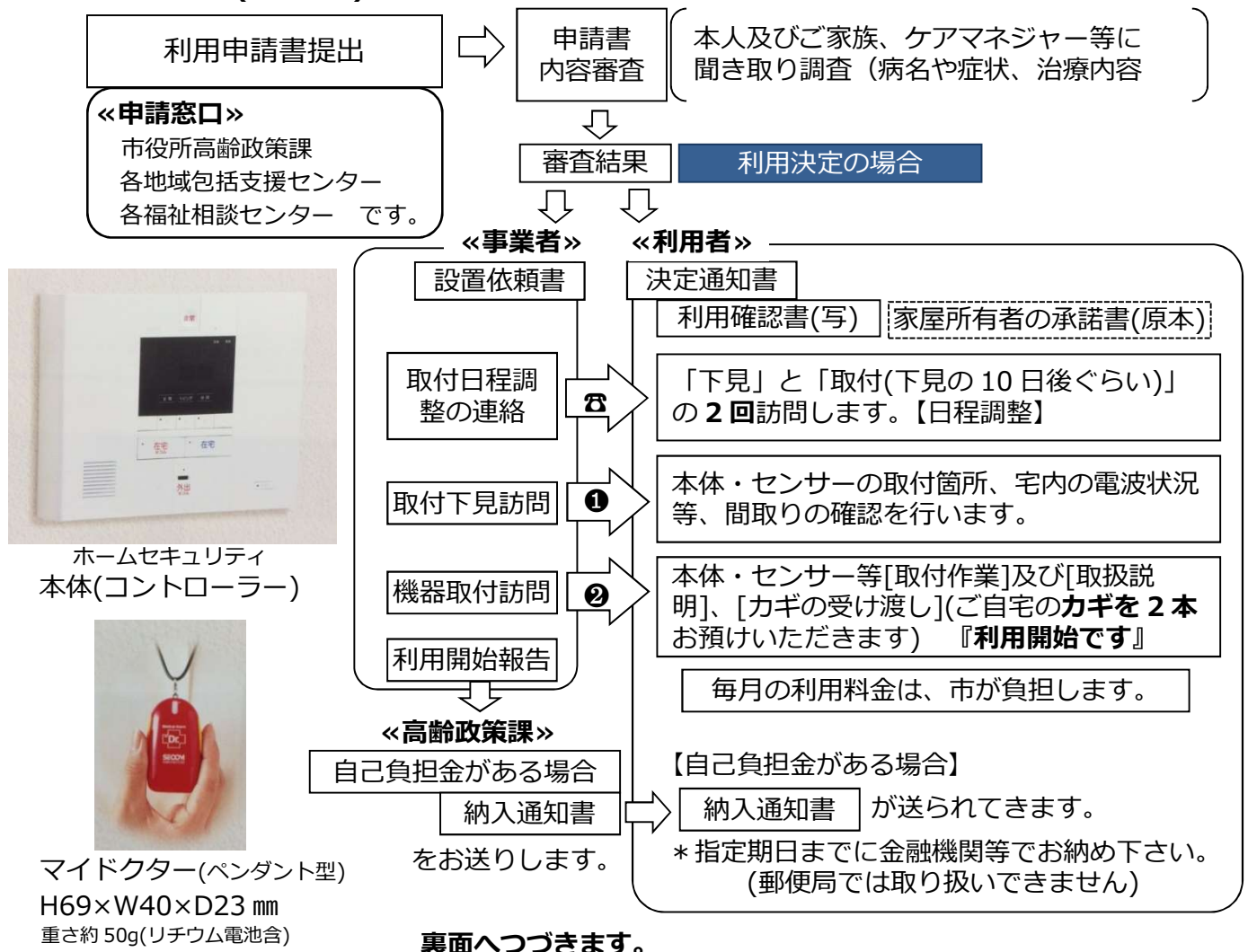
《対象外（利用できない方）》

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護を利用している方
- ② 重度身体障害者等救急通報システム事業を利用している方。
- ③ 救急通報システムと同等の機能を有するものが設置されている施設に居住している方
- ④ 救急通報システムに係る機器を操作することができない方

(※注)歩行障害、骨折、易転倒性の疾病は対象外、認知症、精神疾患等も対象外です。

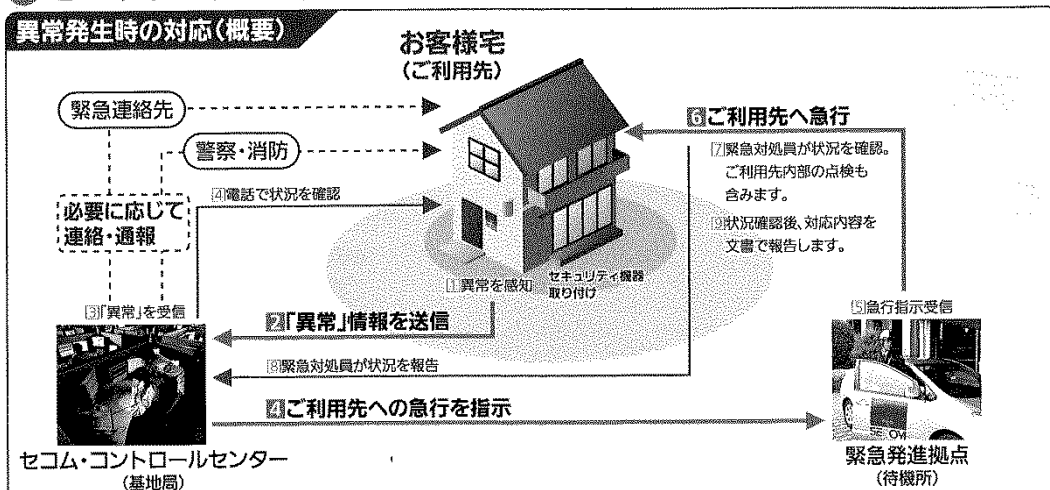
救急通報システム事業では生命の危険を伴う慢性疾患（脳血管疾患・心疾患・呼吸器疾患など）を想定しています。

《申請から取付(利用開始)までの流れ》



「救急通報システムのしくみと種類と内容」

① セコム・ホームセキュリティサービスのしくみ



② サービスの種類と内容

セコムは、「異常(通報)」を受診した時は、緊急対応員を急行させるとともに利用者へ電話します。電話の結果、以下のようにサービスごと必要に応じて対応します。

● 救急通報サービス



急病時などには、ペンダント型の「マイドクター」を握るだけで、「異常」情報をセコムに送信できます。セコムは、「異常」情報を受信したとき、ご利用先に、緊急対応員を急行させるとともにすみやかに電話します。

①電話の結果、異常事態発生と判断したときは、

a. 直ちに消防へ通報し、救急車出動を要請します。

b. あらかじめお客様が連絡先として医師(医療機関)を指定された場合は、すみやかにご指定先に電話します。

②電話連絡がつかないときは、緊急対応員がご利用先で状況を確認し、必要に応じて①a、bの処置をとります。

● 防犯サービス



外出中も在宅中も、泥棒などの侵入を各種センサーで警戒。「異常」情報をセコムに送信します。セコムは、「異常」情報を受信したとき、ご利用先に、緊急対応員を急行させるとともにすみやかに電話します。

①電話の結果、異常事態発生と判断したときは、直ちに警察へ通報します。

②電話連絡がつかないときは、緊急対応員がご利用先で異常の有無を確認し、必要に応じて警察へ通報します。

● 火災監視サービス



火災の発生をブザーと音声でご家族に知らせるとともに、「異常」情報をセコムに送信します。セコムは、「異常」情報を受信したとき、ご利用先に、緊急対応員を急行させるとともにすみやかに電話します。

①電話の結果、火災発生と判断したときは、直ちに消防へ通報します。

②電話連絡がつかないときは、緊急対応員がご利用先で異常の有無を確認し、必要に応じて消防へ通報します。

● 非常通報サービス



ご家庭内で危険を感じたとき、非常ボタンで、「異常」情報をセコムに送信します。セコムは、「異常」情報を受信したとき、ご利用先に、緊急対応員を急行させるとともにすみやかに電話します。電話の結果、異常事態発生と判断したときは、直ちに警察へ通報します。

○ ライフ監視サービス オプション (利用申請書で希望する・希望しないを☑チェックして下さい)



室内の人の動きをセンサーで確認。一定時間動きがないと「異常」情報をセコムに送信します。セコムとお客様が協議のうえ、あらかじめ設定した時間(12時間を基本とします)を経過しても特定のセキュリティ機器が感知しない場合に「異常」情報として送信します。セコムは、「異常」情報を受信したとき、ご利用先に、緊急対応員を急行させるとともにすみやかに電話します。

①電話の結果、異常事態発生と判断したときは、

a. 直ちに消防へ通報し、救急車出動を要請します。

b. あらかじめお客様が連絡先として医師(医療機関)を指定された場合は、すみやかにご指定先に電話します。

②電話連絡がつかないときは、緊急対応員がご利用先で状況を確認し、必要に応じて①a、bの処置をとります。

「費用について」

- 初期設置費用 10,350 円……利用者のうち市民税が課税されている世帯の方は初期設置時にご負担いただきます。(利用者の属する世帯全員が市民税非課税の場合は費用負担なし)
- ライフ監視センサー (オプション)
3,600 円……利用を希望した方は、初期設置時にご負担いただきます。
- 毎月の基本料金は、市が負担いたします。

★ 利用上の注意事項

ホームセキュリティ (マイドクター含む) 機器一式は、セコム(株)からの貸与品です。不要となった場合は、下記「問合せ先」までご連絡ください。撤去についてのご案内をさせていただきます。また、破損・故障・紛失された場合は、弁償していただくこともあります。

「問合せ先」 立川市保健医療部高齢政策課業務係
電話 042-523-2111 内線 1475